

埼玉県知事選挙立候補者に対する県外避難者支援に対する公開質問状

NPO 法人埼玉広域避難者支援センターでは、埼玉県知事選挙立候補者に対して、県外避難者支援に対する公開質問を行いました。回答していただいた候補者の皆さんに感謝申し上げます。なお、この公開質問状は、すべての候補者に行ったものではありません。

質問内容	大野もとひろ候補	青島けんた候補
<p>1. 避難者の実態</p> <p>福玉支援センターのメンバーを中心に刊行している『福玉便り』の調査では、2019年1月現在で、埼玉県内には3,717名の避難者の方がいます（埼玉県庁・復興庁の発表数は3,493人）。埼玉県に広域避難者が3000人以上存在することをご存じでしたか。今までこうした避難者の方との関わりは持っておられましたか？</p>	<p>把握しています。また、避難者支援のボランティア活動にも参加して物資支援、日帰り温泉への招待等も中心になって実施してまいりました。</p>	<p>埼玉県に広域避難者が3,000人以上存在することは、報道等により存じ上げています。これまで、避難者との関わりは特にありません。</p>
<p>2. 「原発事故・子ども被災者支援法」について</p> <p>本法律は、被災者が支援対象地域での居住・他地域への移動・帰還を自らの意思によって選択して安定した生活を実現するように被災者生活支援等施策を総合的に策定し、および実施することを国の責務としています。現在この法律の理念が国の施策に反映していると考えますか？</p>	<p>現在、国政について論じるべき立場ではないと考えますが、受入れ自治体及び、被災地自治体の両者が被災者への支援に取組めるよう国としての取組みが必要だと考えます。</p>	<p>この法律が、子供に特に配慮して行う被災者生活支援等の施策の基本となる事項を定め、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策が推進され、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与されているものと一定の評価を致します。しかし、すべての被災者に行き届いた丁寧な支援が行われているかは、分かりません。私は、東日本大震災において被災された皆様が、安定した生活の実現が行えるように意見交換や情報収集に努め、諸課題に取り組んで参ります。</p>
<p>3. 国の避難者支援策について</p> <p>私たちは2017年度からは、復興庁・福島県から広域避難者に対する生活再建支援拠点事業を受託し、「福玉相談センター」として、埼玉県内に避難している方々の多様な相談にのり、支援活動を行っています。復興庁からは受け入れ自治体に対して庁内関係部局</p>	<p>ときわ会館内に拠点を置いて活動しております。と承知しています。</p>	<p>今回頂きました当質問状により知りました。</p>

<p>等に周知徹底、市区町村への周知、相談への協力への配慮願いが出されております。</p> <p>(http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-7/20170707_hinansha-sien-sesakku.pdf)</p> <p>埼玉県において拠点が設置されており、県との連携強化が求められてことをご存知でしたか？</p>		
<p>4. 県の避難者支援策について</p> <p>2011年3月16日に埼玉県はスーパーアリーナに被災者を受け入れることを表明し、多くの避難者への対応を行いました。3月30日から2014年3月27日までは双葉町に対して旧騎西高校を避難所として提供しました。また2016年には福島県の自主避難者の方々への支援として特別県営住宅条例の一部を改正しました。(その後、福玉支援センターが避難者向けに開催する住宅説明会においては、埼玉県住宅課の方々に毎回お越しいただいております。) 避難者の方々の相談に総合的に対応する担当課として危機管理防災部はHPで情報の提供を行っています。</p> <p>しかし、その一方で、生活再建拠点である我々と危機管理防災部との間において定期的に情報共有を行う体制も整っておらず、埼玉県において官民連携による広域避難者支援はまだ道半ばの状況です。</p> <p>こうした現在の県の支援状況についてどのようにお考えになりますか？</p> <p>貴殿が埼玉県知事になった時に、広域避難者に対する支援、対策として、どのような点をお考えでしょうか。</p>	<p>3.11 という未曾有の大災害を経て、広域避難という生活を余儀なくされた被災者の皆さまにお見舞いを申し上げ、これまでの関係者のご尽力に感謝を申し上げます。この間、得られた知見を今後の防災、減災、災害対応策にしっかりと反映させることが必要です。被災者自身の選択の自由を支援できるよう、関係機関と連携を深めて取組んでいきたいと考えております。</p>	<p>県が官民連携による避難者に対応するために、総合的窓口を設置していること等については、一定の評価ができるものと考えます。しかし、ご指摘のような定期的な情報共有を行う体制の構築等について、官民連携の協同の視点からも、現状改善の方策として今後検討していく必要があるものと思います。</p>
<p>5. 「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」について</p> <p>2017年12月22日の埼玉県議会において上記の意見書が可決されました。埼玉県内に3,000人以上の避難者が存在するこ</p>	<p>二元代表制の一方である県議会において上記の意見書が可決されたという事実は、誠実に受け止めたいと存じます。他方で、全会一致が原則の意見書が、本意見書については過半</p>	<p>議会の議決において意見書等による機関意思は、合議制の議会によって決められるべきものであり、行政の長である知事を目指すの立場としては、コメントを差し控えさせて頂</p>

<p>と、原子力発電所の稼働による放射線廃棄物処理に未だ抜本的な解決策がないこと、「電源立地地域対策の趣旨に基づき、新たな産業・雇用創出を含む立地自治体の実態に即した地域支援を進める」という意見書内容が、発電した電力だけは利用し、原子力発電事故のリスクや犠牲、負担は他の自治体に負わせることになる、といった観点で、多大な問題を含んでいます。貴殿は、この埼玉県議会が可決した意見書に対して、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>数での成立であったという事実も認識しております。</p>	<p>きます。</p>
--	---------------------------------	-------------